

記入例

令和 3 年 ○ 月 ○ 日

東京都知事 殿

記載は油性ボールペンで記載してください。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の3点を確認の上、口に✓を付けてください。
(全ての口に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- この申請書に御確認の上、全てにチェックを記載してください。
- 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな	もんか たろう		児童生徒との関係	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者
申請者氏名	文科 太郎		※該当するものに○	その他 ()
申請者住所等	〒 100-8959	東京 都道府県 千代田	市中つながる電話番号	(03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
		市(区)町村		霞が関3-2-2

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな	もんか はなこ		生年月日	平成 19 年 4 月 10 日	
児童生徒の氏名	文科 花子				
在学する学校	学校法人名	学校法人 霞が関学園		学校名	霞が関学園中学校
	学校種 ※該当するものに○	小学校・中学校・特別支援学校(小学部)・特別支援学校(中学部)		学年	2 年生
	学校所在地	東京 都道府県 千代田	市(区)町村	霞が関 △-△-△	

通っている学校の所在する都道府県を記載してください。

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	もんか いちろう	申請している都道府県	神奈川県
兄弟姉妹の氏名	文科 一郎		
ふりがな		申請している都道府県	
兄弟姉妹の氏名			
ふりがな		申請している都道府県	
兄弟姉妹の氏名			

当該事業に申請している兄弟姉妹がいる場合は記載してください。
記入欄が足りない場合は、欄外に記載してください。
なお、兄弟姉妹で申請する場合は、それぞれ申請書が必要となりますので、ご注意ください。

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月 7月1日時点の保護者等の状況についてチェックをした上で、該当する全員分の課税証明書を出してください。
漏れがあると申請を受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。

(記入上の留意点)

- ①～④のいずれか該当する□に✓を付けて、⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✓を付けた上で、当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。
- 市町村が発行する課税証明書に必要な所得情報等が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書が発行されたら、①～④のいずれか該当するものに1つにチェックしてください。

①～④のいずれか該当するものに1つにチェックしてください。
②の場合は、アorイのいずれか該当する方にチェックしてください。

①～④のいずれか該当する者の□に✓を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分 ・親権者が2名いる場合は①の□に✓を付けてください。 ・ただし、②のアに該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。その場合、①ではなく、②のアの□に✓を付けてください。 ・親権者が2名とも所得がない場合も、所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 ・親権者が1名の場合は、以下ア、イいずれかの□に✓を付けてください。
	<input checked="" type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が控除対象配偶者*であり、3ページの(オ)に5万円を合算しても所得要件を満たす場合 ※合計所得金額が48万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。
	<input type="checkbox"/>	イ 上記ア以外で、親権者が1名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず1名分しか提出できない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分(複数選任されている場合は、全員分の課税証明書が必要です。) ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、③の□に✓を付けてください。 ・未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は、その者を除きます。
④	<input type="checkbox"/>	児童生徒の生計をその収入により維持している者(オモス生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合は、③、⑤、⑥にチェックした場合は、その該当する人数も記載してください。

上記のほか、⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✓を付けてください。

⑤	<input checked="" type="checkbox"/>	同居の祖父母 <input type="checkbox"/> 名分 ・同居の祖父母がいる場合(同居の祖父母が①～④に当たる場合は、その者を除きます。)
⑥	<input type="checkbox"/>	授業料の負担者 <input type="checkbox"/> 名分 ・①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合(例:別居の祖父母、同居の親族等)

①～⑥に該当する者が一人もない場合は以下の□に✓を付けてください。

⑦	<input type="checkbox"/>	課税証明書等を提出しません。 ・①～⑥に該当するものが一人もない場合は、⑦の□に✓を付けてください。
---	--------------------------	---

保護者A～F欄には、①～⑥の中でチェックがある者全員の氏名および児童生徒との続柄を記載してください。
②アに該当する控除対象配偶者については、「控除対象配偶者」欄に記載してください。

保護者A	氏名 文科 太郎	児童生徒との続柄 = 父	保護者B	氏名 文科 文江 (支援 文江)	児童生徒との続柄 祖母
保護者C	修正するときは二重線で取り消してください。 修正テープ・修正液は不可です。		保護者D	氏名	児童生徒との続柄
保護者E	氏名	児童生徒との続柄	課税証明書に記載のある氏名と現在の氏名が異なっている場合は、氏名の下に括弧書きで課税証明書に記載のある氏名を記載してください。		

課税証明書等の提出を不要とする控除対象配偶者(②のアに該当する者)

控除対象配偶者	氏名 文科 文子	児童生徒との続柄 母
---------	-------------	---------------

保護者A～Fまでの収入状況は次のとおりです。

様式A: 日本国内での収入のみの場合

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その損失（マイナス）となる項目は0円として記入してください。
3. 保護者A～Fそれぞれの「計（エ）＝（ア～イウ）」を計算した際に、損失（マイナス）となる項目は0円として記入してください。

所得の分類及び雑損失の繰越控除の見本を御参照ください。

保護者等	所得金額の合計										所得控除合計(ウ)	計(エ) =(ア～イウ)
	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得	計(ア)		
保護者A	3,300,000		320,000	0					510,000	4,130,000	150,000	1,244,500
保護者B			600,000				300,000			900,000		0
保護者C												
保護者D												
保護者E												
保護者F												
合計										5,030,000	150,000	3,765,500

損失（マイナス）が計上されている所得は、「0円」と記入してください。

2ページで記載した保護者A～Fと一致します。

(ア)～(エ)について、保護者A～Fまでの合計金額を計算して記載してください。

保護者Bの場合、合計を計算すると、
(ア)900,000 - (ウ)1,030,000 = -130,000
マイナスとなるため、計(エ)には「0円」として記入してください。

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

課税証明書等^{※1}を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)^{※2}から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満^{※3}です。課税証明書等(内容が省略されていないもの)を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等(課税証明書に必要な情報が記載されていない場合、必要な情報が記載された別の証明書がある場合は、当該証明書140万円未満(※)なので、所得要件を満たします。)

※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得)の合計

※3 親権者がひとり親控除の適用がある場合は143万円未満

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

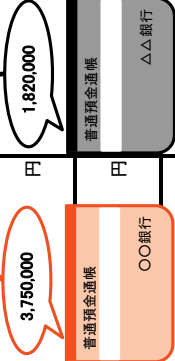
(記入上の留意点)

1. 下表について合計金額まで全ての項目を記入し、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。併せて、通帳の写し等の確認書類を添付してください。
生活保護を受給しており、生活保護受給証明書等を提出して
確認書類の提出を省略する場合は、この欄に○を付けてください。

4. 申請日の直近で生活保護を受給している場合は、受給の事実及び受給者が分かる公的書類（生活保護受給証明書等）を提出することにより、すべての資産について確認書類を省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、(あ)～(お)について自己申告で記入してください。

保護者等	受生活保護証明	預貯金額 (あ)	有価証券等(換算評価額) (い)	現金 (う)	負債 (え)	計(お) = (あ)+(い)+(う)-(え)
保護者A	○	5,570,000 円	40,000 円		1,500,000 円	4,110,000 円
保護者B	○	1,560,000 円		60,000 円		1,620,000 円
保護者C	○					
保護者D	○					
保護者E	○					
保護者F	○					
控除対象配偶者	○	220,000 円		9,000 円		229,000 円
合計		7,350,000 円	40,000 円	69,000 円	1,500,000 円	5,959,000 円

通帳が2つ以上ある方は、すべて合計した金額を記載してください。
例：Aさんが通帳を2つ所持している場合(3,750,000円+1,820,000円=5,570,000円)



控除対象配偶者(2ページの②アに該当する者)については、「控除対象配偶者」欄に資産の状況を記載してください。

(あ)～(お)について、保護者A～F及び控除対象配偶者までの合計金額を計算して記載してください。

【チェック】確認の上、必ずチェックしてください。

預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計が60.0万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書（申請日の直近のもの）を提出します。

資産	表の記入欄	確認書類 (ウェブサイトの写しも可)
預貯金 (普通・定期)	(あ)	通帳の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	(い)	証券会社や銀行の口座の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高によって評価価額が容易に把握できる金属	(い)	購入先の銀行等の口座の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
投資信託	(い)	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し (口座名義、残高とその日付が確認できるページ) 又は残高証明書
自宅等で保管し		自己申告 (確認書類は不要)
負債 (借入金等)		残高証明書や借用証書等の写し

これらの根拠書類を提出することが必要です。ただし、タンス預金等の現金については、自己申告については、根拠書類等は不要です。また、生活保護受給証明書を提出する場合は、すべての資産の確認書類等は不要です。

見本

市区町村民税課税証明書

(A) - (B) = (C) が申請書 3 ページの表の計 (工) に該当します。全員分を合算した計 (オ) が 140 万円 (※) 未満であれば、所得基準は満たすこととなります。
 (記載例の場合、「保護者等」に該当する者がこの方のみの場合もしくは、他の方の計 (工) の金額が 0 円であれば、3,980,000 - 2,735,500 = 1,244,500 (計 (工)) = 計 (オ) となるので所得基準は満たします。)
 ※ 親権者がひとり親控除の適用がある場合は 143 万円未満

総所得純損失、繰越損失など表記が異なる場合や、「繰越控除額」とまとめて記載されている場合があります。繰越損失の繰越控除を適用するためには、確定申告を行う必要があるため、繰越損失の繰越控除があると見込まれる場合には、確定申告書の控え(税務署受付印のあるもの) (確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知) で御確認ください。
 ※ 繰越損失とは、自身の資産について災害や盗難などによって損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除のことです。
 ※ 損失の繰越控除とは、本年分の損失を控除しきれないときに、翌年以降にその損失を繰り越して翌年以降の所得から控除することができる制度です。

納税義務者

年度 令和 年(令和 年分所得)	収入金額		本人該当 特別障害者 4,800,000 円 0 円	扶養該当 控除 0 円	所得割額		均等割額		年税額	
	給与	公的年金等			市民税	府民税	円	円	円	円
所得の金額の内訳	2,830,000 円				雑損控除	所得割額	均等割額	課税標準額	年税額	円
総所得	3,300,000 円		3,300,000 円 (給与所得)	1 人	雑損	雑損	0 円	総所得		円
内給与	0 円		0 円 (営業等所得)	0 人	医療費	医療費	350,000 円	土地等事業雑		円
営業等所得	320,000 円		320,000 円 (農業所得)	0 人	社会保険料	社会保険料	720,000 円	分離短期譲渡		円
農業所得	-1,030,000 円		0 円 (不動産所得)	0 人	小企業共済掛金	小企業共済掛金	570,000 円	分離長期譲渡		円
不動産所得	0 円		0 円 (利子所得)	0 人	生命保険料	生命保険料	0 円	利子所得		円
利子所得	0 円		0 円 (配当所得)	2 人	寄附金	寄附金	0 円	株式等の譲渡		円
配当所得	0 円		0 円 (雑所得)	1 人	地震保険料	地震保険料	5,500 円	上場株式配当		円
雑所得	0 円		0 円 (雑所得)	0 人	障害者寡学	障害者寡学	0 円	先物取引所得		円
譲渡・一時所得	0 円		0 円 (雑所得)	0 人	配偶者特別	配偶者特別	0 円	山林所得		円
先物取引所得	0 円		0 円 (雑所得)	0 人	配偶者特別	配偶者特別	0 円	退職所得		円
株式等の譲渡	510,000 円		0 円 (分譲課税の所得)	0 人	基礎	基礎	660,000 円			円
上場株式配当	0 円		510,000 円 (分譲課税の所得)	0 人	所得控除合計	所得控除合計	430,000 円			円
繰越損失繰越控除(損失)	150,000 円		-150,000 円 (雑損失の繰越控除)				2,735,500 円			円
純損失繰越控除(損失)	34,000 円		0 円				(B)			円
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000 円		0 円							円
先物取引繰越控除(損失)	12,000 円		0 円							円
居住用譲渡損失	71,000 円		0 円							円
その他の事項			3,980,000 円							円

基礎控除及び所得控除合計の記載がない課税証明書もありますので、当該 2 つの記載がない場合には、※2 に基礎控除分 43 万円も合算してください。
 2,305,500 (※2) + 430,000 = 2,735,500 (B)

○所得控除額計(B)はこの欄の金額を確認。

・(B) のような合計が記載されていない課税証明書もありますので、その場合は※1 の金額すべてを合計してください。

○給与所得以外の所得がある場合は、以下の計算方法による合計額(A)を計算してください。

- ・不動産所得のように損失(マイナス計上)となっているものや雑損失以外の繰越控除(損失)については0円とみなし、合計してください。
- ・繰越損失の繰越控除(損失)については差し引いてください(0円とみなさない)。
- ・所得の区分については、先物取引所得、株式等の譲渡、上場株式等に係る配当の他に、山林所得、退職所得等が「分離課税の所得」に含まれます。